

教職課程

本学大学院には、教育職員免許状（以下、教員免許という。）を取得するために必要な、文部科学大臣の認定する教職課程が設けられている。

教員免許を取得しようとする者は、教育職員免許法に基づき、本学が定める科目の単位を修了要件と併せて修得しなければならない。

教員免許の取得に至るまでに、教員の社会的責務の重要性から、本学が定める所定の申し込みや説明会の出席などの様々な手続きが必要となっているので、特に注意することが望まれる。

以下、順次、本課程の履修方法について述べる。

① 本学の大学院で取得できる免許状の種類・教科

人文学研究科	人文学専攻	中学校教諭 専修免許状（国語・英語） 高等学校教諭専修免許状（国語・英語・地理歴史）
スポーツ健康学研究科	スポーツ健康学専攻	中学校教諭 専修免許状（保健体育） 高等学校教諭専修免許状（保健体育）

② 「教育職員免許法第5条別表第1」に定められている規定

所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする 最低単位数
免許状の種類			教科及び教職に関する科目
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	83
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	83
中学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること	59
高等学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること	59

上記の表を踏まえて、専修免許状取得には、基礎となる一種免許状に加えて、指定された大学院科目を24単位以上修得する必要がある。

③ 本学で修得すべき単位

ア. 当該免許教科について的一种免許状又は申請資格を取得している場合

次表が示す必要単位数を修得し、専修免許状の資格取得要件を満たした上で、各自教員免許の申請を行えば、専修免許状を取得できる。

2年時の11月に手続きを行い、修了までに条件をすべて満たせば、一括申請により、修了と同時に教員免許が授与される。

イ. 当該免許教科について的一种免許状又は申請資格を取得していない場合

一種免許状の申請資格を修得し、同時に次表が示す必要単位数を修得し、専修免許状の資格取得要件を満たした上で、各自教員免許の申請を行えば、専修免許状が授与される。

一種免許状を初めて申請する場合は、2年時の11月に手続きを行い、修了までに要件をすべて満たせば、一括申請により修了と同時に一種免許状と専修免許状を取得することが可能である。

既に別教科の一種免許状を取得している状態で、当該教科の一種免許状と専修免許状の取得条件を満たした場合は、一括申請はできず、各自が都道府県教育委員会に所定の手続きを行うことで専修免許状が授与される。

<大学が独自に設定する科目>

○教科及び教科の指導法に関する科目

I. 中・高専修免許状(国語)

《人文学研究科》

授業科目	単位数
日本語学特論 I	2
日本語学特論 II	2
日本古典文学特論 I	2
日本古典文学特論 II	2
日本近代文学特論(A) I	2
日本近代文学特論(A) II	2
日本近代文学特論(B) I	2
日本近代文学特論(B) II	2
日本近代文学特論(C) I	2
日本近代文学特論(C) II	2
日本近代文学特論(D) I	2
日本近代文学特論(D) II	2
日本文学演習	2
和漢比較文学特論 I	2
和漢比較文学特論 II	2
日本文化特論 II	2
計	32

III. 高等学校専修免許状(地理歴史)

《人文学研究科》

授業科目	単位数
日本歴史文化学特論 I	2
日本歴史文化学特論 II	2
アジア歴史文化学特論 I	2
アジア歴史文化学特論 II	2
欧米歴史文化学特論 I	2
欧米歴史文化学特論 II	2
地域歴史学特論 I	2
地域歴史学特論 II	2
日本考古学特論 I	2
日本考古学特論 II	2
日本文化特論 I	2
西洋美術史特論 I	2
西洋美術史特論 II	2
歴史文化学演習 I	2
歴史文化学演習 II	2
計	30

II. 中・高専修免許状(英語)

《人文学研究科》

授業科目	単位数
英語学特論 I	2
英語学特論 II	2
英語学演習	2
英文学講読特論 I	2
英文学講読特論 II	2
イギリス小説特論 I	2
イギリス小説特論 II	2
英文学批評特論 I	2
英文学批評特論 II	2
言語学特論 I	2
言語学特論 II	2
第二言語習得特論 I	2
第二言語習得特論 II	2
応用言語学特論 I	2
応用言語学特論 II	2
計	30

IV. 中・高専修免許状(保健体育)

《スポーツ健康学研究科》

授業科目	単位数
スポーツ健康学特論 I	②
スポーツ健康学特論 II	②
スポーツ教育科学実践特論	2
運動処方特論	2
運動適応特論	2
地域スポーツ活用特論	2
スポーツ心理学特論	2
トレーニング・コーチング	2
運動生理学特論	2
運動学特論	2
健康増進特論	2
スポーツ健康マネジメント特論	2
スポーツ医学特論	2
生涯スポーツ特論	2
体育史特論	2
スポーツ測定評価特論	2
メンタルトレーニング特論	2
計	34

※各表の科目を24単位以上修得しなければならない。

(○付き数字は教職必修)

公認心理師(受験資格)

① 公認心理師法施行規則第2条に定められている規定

第2条 公認心理師法第7条第1号及び第2号の大学院における公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする（表1参照）。

② 本学で規定する単位

本学で開講する表1の13科目34単位はすべて修得しなければならない。また大学院入学以前に、公認心理師養成課程を持つ学部において必要単位を修得している必要がある。

以上の必要単位を修得した上で、公認心理師試験の受験資格を得ることができる。

③ 履修資格

「心理実践実習 A～D」を履修する場合は、学部において公認心理師となるために必要な科目の単位をすべて修得していること。

④ その他

履修希望者は、毎年度実施される履修ガイダンスに必ず出席しなければならない。正当な理由なく欠席した者は履修できない。その日程は事前に公示する。

なお、「心理実践実習 A～D」履修者には、実習先に応じた実習費が別途掛かる場合がある。

その他、履修にかかる必要事項は別途公示する。

I. 公認心理師となるために必要な科目

《表1. 人文学研究科心理学専攻》

授業科目	単位数
保健医療分野に関する理論と支援の展開	2
福祉分野に関する理論と支援の展開	2
教育分野に関する理論と支援の展開	2
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2
心理的アセスメントに関する理論と実践	2
心理支援に関する理論と実践	2
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2
心の健康教育に関する理論と実践	2
心理実践実習 A	4
心理実践実習 B	4
心理実践実習 C	4
心理実践実習 D	4
計	34